離婚時の女性の年金

社会研究部門(年金フォーラム) 長沼 建一郎

今般の年金改正で"積み残し"となった課題のひとつが、いわゆる「女性と年金」の問題であり、新たに設置された厚生省の検討会で議論が行われることとなっている。

いわゆる「女性と年金」をめぐる問題は多岐にわたるが、専業主婦の保険料負担や遺族年金の問題が、主に専業主婦世帯が(共働きに比べて)優遇されているという角度から議論されることが多いのに対して、ここで扱う離婚時の年金取扱については、むしろ専業主婦や収入の低かった女性の老後の年金をどう確保するか、という点に関心が注がれることが多い。

1.年金権の分割という手法

従来、離婚すると「年金の面で不利になる」 ことが、女性側の離婚交渉にマイナスに働いて おり、そのため止むなく婚姻を継続するケース も多いと指摘されている。

すなわち専業主婦世帯の場合、離婚しなければ、夫婦で2人分の基礎年金と、夫名義の厚生年金とで生計を立てていけばよいのに対して、ひとたび離婚すると、厚生年金は夫が独占し、妻には固有の基礎年金が支給されるのみとなる。長年夫を支えてきた妻からすれば、まさに不測の事態といえる(図表 - 1)

そこで離婚時の取扱として、最近しばしば提唱されるのが、いわゆる年金権の分割である。 これはドイツなどで例があり、この手法によれば、いわばともに築き上げてきた年金の権利を 離婚時に分け合うことが可能となる。

2. かならず分割すべきか

そこで以下ではとりあえず、年金支給開始後の、高齢者同士の離婚(妻は専業主婦)のケースで考えてみよう。

仮に離婚時に年金権の分割を行うとすると、 具体的なルールとしては、「分割できるように する」「かならず分割する」の2つの選択肢が ありうる。

このうち前者、つまり夫婦間で技術的に年金を分割する仕組みを可能とすること自体については、夫婦間の合意を前提とするのであれば、比較的多くの賛同を得られるのではないかと思われる。(見方によっては、年金の支払時にその送金先を半分は妻側にするだけ、といえなくもない。ただし年金の一身専属性についての、理論的な整理は必要となろう。)

しかし、もし離婚時の年金権の分割が主張される根拠が、妻側の交渉力の弱さ 離婚すると 基礎年金のみになるため、離婚できない の解

図表 - 1 離婚時の年金問題(サラリーマン+専業主婦の場合)



消にあるとすれば、夫婦間の合意を前提とした ルールでは問題解決にならない。もし妻側が弱いとすれば、その年金権の分割に向けた交渉自体にも大いに難航が予想されるからである。

したがって、もし妻側の保護という要請に応えようとするなら、離婚時には年金権を「かならず分割する」というルールにして、夫の年金額の半分は、離婚後は妻側に支払われるようにする必要がある。(ただしそれでも、妻側がとても弱いとすれば、夫から「年金を分けるのだから、それ以外の財産分与では譲歩しろ」と迫られるおそれは残る。)

しかし逆に、このように「かならず分割する」 ということは、世帯内で誰が保険料を支払った かと、誰に年金を給付するかとを、完全に切り 離すことを意味する。(分割対象額は、おそら く婚姻期間に応じて決めることとなろう。)

そうすると、たとえば専業主婦でも「内助の 功がなかった」「離婚原因を妻側が一方的に作った」「年金以外は、妻名義の財産ばかり」な どのケースで、それでよいかが問題となろう。 これらにつき予め細かなルールを作ることが難 しければ、年金権の分割を前提として、不都合 があれば、あとは残りの財産分与(残りがあればだが)のなかで調整していくしかない。

3.より柔軟な解決はできないか

ただしこれらは、きっちりとルールを定める というある意味では「社会保障的」なアプロー チである。しかし選択肢としては、より柔軟に、 個別の事情をその都度勘案するといういわば「民事法的」なアプローチも考えられる。実際 民法では離婚時の財産分与について、むしろ総合的に事情を勘案して決めている。年金につい てもその中に放り込んで、年金権の分割割合を 定めるようにすれば、ケースバイケースで適切 な解決が得られることも期待できる。

もちろんこの方法では、不確定性が大きく、 ルールとしての予測性に欠ける。こういう場合、 民事法では「放っておくと、こうなる」という 趣旨のルール(任意規定、推定規定など)を置 くことがある。実際財産分与の実務においては、 "原則として"夫婦間1/2とのルールが適用 されることも多い(民法改正要綱案も同趣旨)。

このようなルールであれば、名義上は保険料を支払っていた夫の方が、放っておけば年金を1/2しかもらえないという不利な扱いになる(いわゆるpenalty default)。状況を好転させようとすれば夫の方で、妻側の年金権への寄与が1/2以下であることを証明する、ないしは年金以外の財産分与の面で均衡を図るように努力することが必要になる。

これでも妻がとても弱い場合には不十分であるし、逆に、夫婦が対等ないしは夫が弱いとすれば、自分の名義で保険料を支払ってきた夫に気の毒なルールではある。しかし現在の日本の家族状況からすると、このあたりが妥当な線とも思われるのだが、どうだろうか。

いずれにせよ、社会保障の論理だけではなく、 民事法の諸ルールも十分視野に入れて、検討を 進めていくべきであろう。